

平成 19 年 1 月 18 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 竺 文彦



占用許可申請に対する意見書  
(守山市 野洲川川田河川公園)

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整琵琶占調第 28 号にて意見照会がありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設の許可期間の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要

施設の名称	野洲川川田河川公園
場 所	守山市川田町地先 (左岸 5.3km 付近から 5.9km 付近)
占用施設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、坂路、管理道路
申請者	守山市
占用面積	34,152.40 m <sup>2</sup>

## 1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」にもとづき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場であり、設置されて以降、施設利用に大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は関係住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況については、グラウンドゴルフ場の利用者が最も多く、整備も行き届いている。また、駐車場に車を止め、低水護岸を川まで降りて川遊びをする家族連れも見られる。

当該箇所は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めた環境面を考えると、とくにグラウンドゴルフ場は占用区間が長く、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考えられる。

当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえ、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考えられる。

このため、地域の要望や利用者の必要性が高い現状から、すぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考えられる。

ただし、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能施設」に変更する選択肢が考えられる。このような配慮が十分になされた場合には、継続占用は可能と考える。従来のスポーツ・レクリエーションとしての利用のみでなく、川遊びを含めた川とのふれあいができる自然公園的な施設など、「川でなければできない利用」を含め、利用形態の改善を検討されたい。おおよそ2年を目途に結論を出していただきたい。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えられる。

### 【占用許可期限の更新についての意見】

- ①スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。
- ②占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態を含む施設に変更する検討を行うよう指導すること。検討に際し、河川管理者は協力すること。
- ③「代替地の検討」または「川とのふれあい可能な利用形態への検討」の報告期限を2年とし結論を確認すること。

### 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ①占有者が利用実態を十分把握していないので、把握を行うよう指導すること。
- ②多くの利用者を考え、駐車場設置場所に身障者駐車スペースの設置と駐輪場の設置を検討すること。
- ③トイレのスロープなど仮設構造物は周辺景観に配慮すること。
- ④河川利用の課題が多く見られるので、公園利用のあり方について占有者、関係住民と議論を行い「河川のあり方」を示すこと。

## 2. 検討の経緯

平成18年1月16日		意見照会書の受理
平成18年1月20日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認 委員による意見交換
平成18年3月3日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成18年8月31日	意見交換会	申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換
平成18年10月3日	委員会	委員による占用許可期間更新について協議

以上